

【重要】卒業予定の留学生のみなさんへ

在留資格や入国管理局への届け出などに関する重要なお知らせです。卒業後の進路に応じて必要な手続きを行ってください。

1 日本で就職する方

- (在学中) 就労可能な在留資格へ変更をする。
入国管理局では、就労を開始する前年の12月より変更申請を受け付けています。
内定先企業に相談し早めに手続きを行なってください。
<本人が用意する書類>
 - ・在留資格変更許可申請書 (申請人作成用 1~3)
 - ・パスポート、在留カード<企業が用意する資料の例 (企業の規模などによって提出資料は変わります) >
 - ・在留資格変更許可申請書 (所属機関作成用)
 - ・四季報の写しまたは年度の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計書の写し
 - ・雇用契約書 ・会社案内 など→大学が発行する証明書は「卒業証明書 (卒業見込証明書)」のみです。
詳細は内定先企業および入国管理局に相談して手続きを進めてください。
- (卒業後) 入国管理局へ「活動機関に関する届出」を提出する。

2 引き続き日本で進学する方

- 入国管理局へ「活動機関に関する届出」を提出する。(法政大学以外に進学する方のみ必要です)
- 在留期限に応じて在留資格更新をする。

3 引き続き日本で就職活動を行う方

在学中から就職活動を行っている方で、就職先が決まらず卒業後も引き続き就職活動を行う場合に限り、在留資格「留学」から「特定活動」へ変更の申請が認められています。申請には大学からの「推薦状」が必要です。「推薦状」の申請を希望する方は、卒業前にグローバル教育センターへ相談に来てください。詳細を説明します。

4 帰国する方

次のことを全て済ませたうえで速やかに帰国してください。たとえ卒業後に在留期限が残っていても、そのまま日本に滞在することはできません。

※日本を旅行して帰国する場合は「短期滞在」に変更してください。

- (1) 住居に関すること
 - 退去日の1~2か月前には管理人さんや不動産会社に退去予定日を連絡する。
 - 電気、ガス、水道、インターネット等の解約手続きをし、料金を精算する。
 - 部屋をよく掃除する。ごみは決められた曜日・場所に捨てる。
家具・家電・自転車などの粗大ごみは市・区役所の手続きに従って処分する。
- (2) 市・区役所での手続き
 - 市・区役所で国外転出の届出をする
 - 国民健康保険証を返却し、保険料を返却する。
 - マイナンバー通知カードを返却する。
 - 国民年金加入者は「脱退一時金」の手続きをする。
- (3) 銀行・携帯電話に関すること
 - 振込や引き落とし日程を確認のうえ、銀行口座を解約する。
電話料金やクレジットカードの引き落としがある場合は絶対に解約しないこと。
 - 携帯電話などの解約手続きをし、料金を精算する。
- (4) 入国管理局での手続き
 - 入国管理局へ「活動機関に関する届出」を提出する。(郵送可)
- (5) 空港での手続き (帰国時)
 - 出国する際、空港で在留カードを返却する。

5 全員共通事項

- 必要に応じて、成績証明書・卒業証明書などの申請をする
- 卒業式に出席できない場合は、所属の学部・研究科で学位記の受取について確認する。
- 図書館から借りている本を返却する
- キャリアセンターへ進路報告する (キャリア就職システムから進路決定報告をする)